

農林水産省による「制度設計素案」に対する意見

令和4年1月25日

株式会社むらせ

村瀬慶太郎

1. 新規創設を基本としている「現物市場」は、そもそも開設・運営者が取引ルールを定めるのが筋であり、開設する前から検討会が詳細にそれを決めてしまうのは適当でないと考えます。
2. また、既存の「現物市場的取引の場」の取引ルールは、現行どおり開設・運営している者が決めるものであって、この検討会で議論された制度設計が適用されるものではない旨が明確になるよう、修正していただきたいと思えます。